

事業シート（概要説明書）									
担当部名	総合政策部	予算事業名	運動団体活動事業費補助金						
担当課名	人権政策課	総合振興計画上の位置付け	・参画と交流による市民が主役のまちづくり ・人権を尊重する社会づくり ・人権啓発の推進				作成責任者		
担当係名	同和対策係		課長 木村知之						
事業開始年度	昭和44年度	根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 深谷市運動団体活動事業費補助金交付要綱						
実施方法 (複数選択)	直接実施								
	業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）								
	その他（ ）								
	補助金先：運動団体12支部、1市協議会）（補助金額（千円）： 25,580 ）								
事業概要	目的 (何のために)	差別意識の解消に取り組んでいる運動団体の事業経費に対して補助金を交付することにより、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決に資することを目的とする。							
	対象 (誰・何を対象に)	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解消をめざす運動団体が行う事業の経費							
	事業内容 (手段、手法など)	運動団体が行う人権教育・人権啓発事業や人権教育・啓発に係る調査研究事業等に対して補助金を交付する。 具体的には、支部や上部団体、実行委員会などが行う研修会や研究大会、交流会等の主催・参加に要する経費などに対して補助金を交付している。							
	実施済の外部委託の内容	委託内容							
事業の必要性	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する差別意識や偏見は着実に解消に向けて進んでいるものの、未だ完全に払拭されたわけではない。 したがって、差別意識の解消をめざす運動団体が行う人権教育・啓発活動等に対して補助金を交付することにより、さまざまな人権問題の早期解決に資することは必要であると考えます。								
コスト	平成22年度（予算）		人件費						
	事業費	25,580 千円	}	職員構成	概算人件費		従事職員数 (小数点1ケタ)		
	人件費	4,057 千円		担当正職員	4,057	千円	0.5	人	
	総計	29,637 千円		臨時職員他		千円		人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	一般財源	国支出金	県支出金	地方債	特定財源	財源説明	
	H20(決算)	23,880	23,880						
	H21(決算)	23,880	23,880						
	H22(予算)	25,580	25,580						
平成22年度 事業費内訳	当初予算額 25,580千円								
	団体名		支部・協議会名		補助金額内訳(円)				
	部落解放同盟埼玉県連合会		深谷支部		7,900,000				
			岡部支部		1,560,000				
			榛沢支部		760,000				
			本郷支部		2,440,000				
			川本支部		4,700,000				
			花園支部		1,050,000				
	部落解放愛する会埼玉県連合会		深谷支部		400,000				
			花園支部		1,450,000				
			武蔵野支部		1,950,000				
	人権擁護差別撤廃協議会埼玉県本部		深谷支部		200,000				
	同和会埼玉県連合会		深谷支部		1,000,000				
埼玉県地域人権運動連合会		深谷支部		300,000					
部落解放正統派埼玉県連合会		深谷市協議会		1,870,000					

事業シート（概要説明書）

<p>目指す成果 (どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)</p>	<p>全ての市民が、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を理解するとともに、差別意識を解消し、生活や教育、雇用等で差別に基づく格差がなくなった状態。 すなわち、全ての市民が生涯を通じて、自ら差別をしない、差別を許さない（見て見ぬふりをしない）、他の人から差別を受けることがない状態をめざす。</p>														
事業実績	項目	単位	H20年度（実績）	H21年度（実績）	H22年度（予定）										
	補助金交付団体実績数	団体	11	11	11										
	全運動団体活動延べ人数 補助金実績報告書による	人	3,315	3,401	3,450										
<p>単位当たりコスト (個別コスト/実績)</p>	全運動団体活動支部員 1人あたりの補助金額	円	7,204	7,021	6,922										
<p>達成状況 (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)</p>	<p>同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する市民の差別意識の現状は、解消に向けて着実に進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた人権教育・啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。 H19年度の市民意識調査（5年ごとに実施）でも、同和問題を知っている92.7%の市民への質問で、生まれた場所や出身によって差別があることについて、 ・「悪いことだとわかっているがやむをえない」10.5% ・「昔から言われてきたことであり考え方は変わらない」2.3% と、合わせて12.8%が差別を肯定している。 また、身内や親戚に同和地区の人との結婚話があった時の態度について、 ・「やはり世間体が気になる」7.2% ・「世間体が気になるが本人の意志だからしかたがない」12.8% ・「世間体が気になるが本人の意志を尊重する」20.5% と、合わせて40.5%もの市民が何らかの形で「世間体が気になる」と答えている。</p>														
<p>事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)</p>	<p>同和問題解決のための特別措置法は平成14年3月に失効し、国の特別交付金を背景とした同和対策事業が終結するとともに、地方公共団体の自治事務として特別対策から一般対策へ移行したが、依然として市民の中に差別意識が根強く存在していることから、行政の主体性を保ちながら、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた運動団体との連携が重要である。 一方で、当事者の自立への意欲も重要な要素であると考える。</p>														
さらなる民間活用推進の予定	有（予定する業務と、想定しうる実施主体を下記に記入）				無										
	業務内容														
	実施主体	民間企業	市民団体	NPO	その他（ ）										
<p>比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">市町名</td> <td style="width: 50%;">補助金額</td> </tr> <tr> <td>熊谷市</td> <td>38,177,000</td> </tr> <tr> <td>寄居町</td> <td>5,715,000</td> </tr> <tr> <td>本庄市</td> <td>19,607,000</td> </tr> <tr> <td>深谷市</td> <td>25,580,000</td> </tr> </table>					市町名	補助金額	熊谷市	38,177,000	寄居町	5,715,000	本庄市	19,607,000	深谷市	25,580,000
市町名	補助金額														
熊谷市	38,177,000														
寄居町	5,715,000														
本庄市	19,607,000														
深谷市	25,580,000														
<p>特記事項 (事業の沿革等)</p>	<p>昭和41年、国の機関として同和対策協議会が設置され、同44年に時限立法として同和対策事業特別措置法が制定された。これを契機として、市では、同和問題の解決に向けた取り組みや人権意識の高揚を図るための活動を行っている運動団体(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を阻害されている地域住民により組織された団体)の事業経費に対し、要綱を定め、補助金を交付することを決定した。 なお、現在、市内における運動団体は6団体12支部1市協議会であり、そのうち、4団体10支部1市協議会に運動団体活動事業費補助金を交付している。</p>														

運動団体対応基準の概要

大里都市同和対策推進協議会
(平成19年6月1日施行)

【趣旨】

同和問題を早期に解決するために、公正で健全な行政運営を遂行する指針として、同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた施策の展開を図り、人権尊重社会を実現するための民間運動団体(以下「運動団体」)に対する、大里都市各市町の対応基準を定めるものとする。

【定義】

- 1 運動団体とは、歴史的社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住民により組織された団体
- 2 地元団体とは、大里都市各市町が補助金交付基準により対応している支部及びその支部が当該市町内でまとまって組織された団体
- 3 郡市協議会とは、支部等が郡単位でまとまって組織された団体
- 4 県連合会等とは、県内にある支部等がまとまって組織された団体

【運動団体の基本的要件】

- 1 同和問題の解決をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた取り組みを行い、人権意識の高揚を図るための活動を行っていること。
- 2 運動団体固有の規約を有し、かつ、毎年総会(大会を含む。以下同じ。)を開催して、役員を選出、年間事業や活動計画の作成をするとともに、自主財源を有し、会計、経理等を行っていること。
- 3 市町が定めた同和行政基本方針及び同和教育基本方針に基づく教育・啓発活動など市町行政が行う事業に協力していること。
- 4 運動団体又はその構成員が、官公庁若しくは企業等に対して不当な要求等を強要するエセ同和行為又はこれに類似した行為を行っていないこと。
- 5 改正前運動団体対応基準において、当該市町が既に対応している運動団体であること。

【運動団体への対応原則】

運動団体の総会及び研修会に職員を派遣し、並びに話し合い(交渉)等に対応する原則は、次のとおりとする。

- 1 地元団体は、当該市町が対応する。また、その同一組織の上部団体に対しては、対応基準の趣旨に基づく運動団体に対して対応することができるものとする。
- 2 名称(単なる名称の変更を除く。)又は規約、その他運動に影響を及ぼす事項を変更した運動団体への対応は、大里都市同和対策推進協議会において協議し、決定するものとする。

【運動団体への対応方針等】

- 1 話し合い(交渉)については、事前に打合せを行い、相互の理解と納得に基づき、民主的に行うものとする。

補足説明資料

- 2 次のアからエのいずれかに該当した場合は、一切の対応を停止する。ただし、一定期間を経過しその状況が改善されたときは、大里都市同和対策推進協議会において協議し、対応を再開することができるものとする。
 - ア 運動団体又はその構成員が、同和問題の解決に悪影響を及ぼすようなエセ同和行為又は暴力行為等社会的に妥当性を欠く行為を行った場合
 - イ 運動団体の組織、活動状況等に虚偽があった場合
 - ウ 運動団体の構成員が行う私的行事、冠婚葬祭等に対する参加等を関係市町に強要した場合
 - エ 団体が開催する総会又は、定期大会、研修会等への出席について、運動団体から強要するなどの不当な行為があった場合。

【その他】

- 1 人権・同和対策事業及び運動団体の活動状況を把握するため、必要に応じて他都市との情報交換等を行うものとする。
- 2 その他必要事項については、大里都市同和対策推進協議会において協議するものとする。

運動団体活動事業費補助金の概要

【根拠概要】

「深谷市運動団体活動事業費補助金交付要綱」に基づき、昭和44年度より交付
当時は部落解放同盟のみ、現在、6団体・12支部・1市協議会が該当

【補助対象団体要件】

- 1 部落差別解消のための事業を主たる目的としていること。
- 2 継続的、計画的に1年以上活動していること。
- 3 構成員は対象地域出身者で市内在住者10世帯以上であること。
- 4 市内に活動本拠の事務所を有すること。
- 5 会則等を有し、代表者等役員が1年以上継続していること。
- 6 独自の財源をもち、自ら経理し、監査等の会計機構があること。

【補助対象事業】

- 1 人権教育及び人権啓発に関する事業
- 2 人権教育及び人権啓発に係る調査研究事業
- 3 その他市長が必要と認めた事業

1～3の事業の経費に対し補助金の交付を行っており、会員の知識や意識の向上、会員相互や地域全体での交流、その他差別の解消のための事業が実施されている。

【補助対象事業の内容】

- 1 総会や支部会議、また、役員会議等に係る会議費用
- 2 書籍や関係する新聞、人権学習の教材などの購入に係る消耗品
- 3 葉書購入・電話料等の通信費などの事務費
- 4 各種研修会等参加に係る研修事業費
- 5 組織内の女性部や青年部など関連組織に対する事業費